



在宅医療のススメ

千葉県医師会理事

海村孝子 医師
うみむら たかこ



在宅医療とは「生活の場で実施される医療」、つまり医師が患者さんの自宅などに出向いて行う診療です。在宅医療には訪問診療と往診があります。訪問診療とは、あらかじめ予定を決めて行う定期的な在宅医療のことです。往診とは、患者さんやご家族の求めに応じて、適宜行う在宅医療のことです。

病院は疾病や障がいの治療を最優先するところであり、生活するための場所ではありません。疾病や障がい安定し、療養や介護が主体になったとき、住み慣れた自宅での在宅医療を選択することは自然なことといえます。

あなたは、人生の終わりの大切な時間をどのように過ごしたいですか？ あなたが、「できるだけ住み慣れた我が家で療養したい」、「最期までの日々は、思い出のある自宅で自分らしく過ごしたい」と望む時、在宅医療を行う「かかりつけ医」が、多職種と連携してあなたの今いるその地域での生活を支えます。

「かかりつけ医」は、外来診療からつながる継続診療として、さまざまな健康問題に対応し、地域の多職種及び医療・介護施設とのネットワークを形成して、皆さんの生活の場で在宅医療を実施することができます。在宅療養支援診療所の届け出をしている医療機関は当然のことですが、届け出をしていなくても、多くの医療機関が在宅医療を行っています。通院ができない状態になったら、在宅医療という選択肢について、まずは身近な「かかりつけ医」に相談してください。

21世紀を「健康の世紀」に…。
その願いから「ミレニアム（新千年紀）」と名付けました。

ミレニアム millennium 2020 March 第72号

目次

特集

ストレスが呼ぶ便通異常「過敏性腸症候群」 1

情報ファクトリー

『原則屋内禁煙義務化』に伴い
千葉県を「無煙生活推進県」に！ 5

スポーツコーナー

・加齢に伴う筋肉の変化
・スポーツ外傷の応急処置 8

アスリートに聞く！～スポーツとカラダづくり～

水球選手
大川慶悟さん 10

からだのソラシド♪ マナボっと

過呼吸症候群（過換気症候群）について 12

こども相談室

赤ちゃんに白湯は必要なの？ 15

千葉県インフォメーション

・予防接種はお済みですか？
・千葉県難病診療連携拠点病院について
・旧優生保護法による不妊手術等を受けた方へお知らせ 16

元氣からだ Q&A

大人もかかるリンゴ病 18

こころの健康 教えてドク太くん！

飲酒と睡眠障害（うつ病事例） 19

旬食野菜クッキング

豚肉とキャベツの塩ダレ炒め 20

医師会インフォメーション

間違い探しクイズ、プレゼント 他 21